

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（投資に関する事項について知識及び経験を有する者） 第二百三十三条の三 令第十七条の十二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その取得する出資対象事業持分に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 次に掲げる業務のいずれかに、会社の役員若しくは従業者（特に専門的な能力であつて当該業務の継続の上で欠くことができないものを發揮して当該業務に従事した者に限る。）又は会社との間で当該業務の助言を行うことを約し、当該会社がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を締結した者として従事したと認められる期間が通算一年以上であつて、当該業務に最後に従事した日から当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日までの期間が五年以内である者</p> <p>イ 会社の設立、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな</p>	<p>（投資に関する事項について知識及び経験を有する者） 第二百三十三条の三 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 「同上」</p> <p>イ 会社の設立、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな</p>

<p>な提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利 用その他の新たな事業活動をいう。)の実施に関する業務 「ロ」ニ 略」 「八・九 略」 十 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年 法律第十八号）第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援 機関をいう。） 「十一・十二 略」</p>	<p>な提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。)の実施 に関する業務 「ロ」ニ 同上」 「八・九 同上」 十 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年 法律第十八号）第三十二条第二項に規定する認定経営革新等支援 機関をいう。） 「十一・十二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	